

行政委員会の職務内容と勤務実績等

行政委員会名	主な職務権限	委員の職責等	委員区分	月額報酬 (円)	月平均勤務日数(登庁日等) (※注1～3)			H19～H21 月平均 勤務日数	定例会・総会の欠席状況 (延べ欠席人数/延べ人数)			登庁日等以外に必要な活動で勤務時間として把握が難しいもの
					H19	H20	H21		H19	H20	H21	
教育委員会 【6名 ※教育長含む。】	○ 教育行政の一般方針の決定 ○ 規則の制定、学校等の設置 管理 ○ 教職員の任免・処分その他 人事	【委員に就任することにより課される責任】 ○ 地方教育行政に関する法令に基づく教育行政の方針 決定など教育に関する事務を適正に管理執行 【委員に就任することにより受ける制限や不利益】 ○ 議員等兼職の禁止、守秘義務、政治的行為の制限	委員長	222,000	9. 3日	8. 9日	9. 5日	9. 3日	1/20人	0/20人	0/19人	○ 議案、報告事項等の書類の事前確認 ○ 研修会、意見交換会等の資料の事前確認 ○ 全国会議、ブロック会議等資料の事前確認、事後報告整理 ○ その他資料等の事前確認 ○ 調査研究のため教育資料の読み込み ○ 児童生徒を対象にした講話の事前準備
			委員	189,000	3. 1日	3. 2日	3. 5日	3. 3日	2/80人	6/80人	2/76人	
選挙管理委員会 【4名】	○ 選挙の管理執行及び選挙争 訟の処理 ○ 政治資金規正法等に基づく 審査等	【委員に就任することにより課される責任】 ○ 選挙に関する事務及びこれに関係のある事務につ いての適正な管理執行 ○ 市町村選挙管理委員会に対する技術的助言及び勧 告 【委員に就任することにより受ける制限や不利益】 ○ 議員等兼職の禁止、立候補の制限、選挙運動の禁 止、守秘義務	委員長	177,000	5. 2日	3. 5日	3. 9日	4. 2日	0/12人	0/12人	0/12人	○ 選挙争訟に係る申立書・訴状や判例等資料の読み込み ○ 選挙争訟に係る争点の整理、口頭審査事項の検討、裁決書・答弁書の 草案検討 ○ 政治及び選挙に関する知識の研鑽等
			委員	147,000	2. 2日	1. 7日	2. 2日	2. 0日	0/36人	1/36人	2/36人	
人事委員会 【3名】	○ 競争試験等の実施 ○ 給与等の勧告 ○ 不服申立等の審査 ○ 規則の制定	【委員に就任することにより課される責任】 ○ 地方公務員法に定める人事行政に係る行政権限、準 司法的権限及び準司法的権限の適正な管理執行 ○ 人事委員会が行う不利益処分に関する不服申立につ いての決定等に係る果を被告とする訴訟について、果 を代表 【委員に就任することにより受ける制限や不利益】 ○ 議員等兼職の禁止、守秘義務、政治的行為の制限	委員長	210,000	5. 8日	5. 6日	7. 1日	6. 1日	0/24人	0/24人	0/28人	○ 職員の給与等に関する報告及び勧告文案等の内容の確認 ○ 職員からの不服申立事案の内容の把握・整理
			委員	177,000	3. 1日	3. 4日	3. 3日	3. 2日	2/48人	1/48人	0/56人	
公安委員会 【3名】	○ 県警察の管理 ○ 監察の指示 ○ 規則の制定 ○ 行政処分等の実施	【委員に就任することにより課される責任】 ○ 警察法で規定する公安委員会の事務(県警察の管 理、監察の指示、警察職員の任免等、規則制定権、國 家公安委員会等との連携)を適正に管理執行 【委員に就任することにより受ける制限や不利益】 ○ 議員等兼職の禁止、守秘義務、政治的行為の制限、 営利企業等の従事制限、職務上起こり得る危険性	委員長	210,000	7. 8日	7. 9日	7. 9日	7. 9日	0/43人	0/44人	0/45人	○ 警察法に基づく他の都道府県公安委員会からの緊急の援助要請 ○ 刑事訴訟法に基づく一般司法警察職員等及び司法警察員の指定等に 関し、刑事訴訟に関わる研究及び知識の習得 ○ 警察法に基づく警察職員の職務執行についての苦情の申出等に関す る処理に関し、警察職員の職務執行に係る関係法令の研究及び知識の 習得 ○ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく令状請求の手段に 関し、大麻取締法等の関連する特別法の研究及び知識の習得 ○ その他、県警察を管理するための警察行政全般の知識の習得
			委員	177,000	7. 3日	7. 5日	7. 8日	7. 6日	0/86人	0/88人	0/90人	
労働委員会 【15名】 (公益委員5名、 使用者委員5名、 労働者委員5名)	○ 労働争議の調整(あっせん、 調停、仲裁) ○ 不当労働行為の審査 ○ 労働組合の資格審査 ○ 個別労働紛争のあっせん ○ 労働相談	【委員に就任することにより課される責任】 ○ 労働組合法に基づく準司法的権限、調整的権限、強 制権限の適正な管理執行 ○ 労働委員会への救済命令等に関する果を被告とする訴 訟について、果を代表 【委員に就任することにより受ける制限や不利益】 ○ 守秘義務、公益委員の複数人が同一政党に属するこ との制限、公益委員の政治的活動の制限、立候補の制 限	会長	210,000	2. 2日	2. 3日	2. 0日	2. 2日	1/13人	1/12人	0/13人	○ 不当労働行為の審査等において、当事者の主張を判断して裁判の判 決同様の命令を出すことによる、審査日の勤務以外の、当事者の提出 書類や事務局作成資料の読み込み、事務局への指示、関係当事者との 折衝等 ○ 事件の申立て等に迅速・的確に処理しなければならず、事件の少ない 本県では日頃からの具体的事例を題材とした研修が特に重要となるこ とによる、事前の研修資料の読み込み等 ○ 会長は、労組法や労調法において、審査委員の選任やあっせん員の 指名など法令に基づいた様々な決定等をしなければならないことによ る、その都度の県庁舎以外等における事務局との打合せ
			公益委員	177,000	1. 8日	1. 7日	1. 7日	1. 7日	6/52人	3/48人	2/52人	
			使用者委員	153,000	1. 4日	1. 4日	1. 4日	1. 4日	7/64人	4/56人	3/65人	
			労働者委員		1. 6日	1. 5日	1. 5日	1. 5日	8/65人	8/60人	7/65人	
監査委員 【4名 ※代表監査委員含 む。】	○ 一般監査(定期監査及び行政 監査等) ○ 特別監査(財政的援助団体 等監査及び住民監査請求等) ○ 審査(決算審査及び財政健 全化判断比率審査等) ○ 検査(例月現金出納審査)	【委員に就任することにより課される責任】 ○ 公正、合理的かつ効率的行政を確保するための監査等 の実施 ○ 監査委員は「独任制」の機関として、自らの判断と責 任に基づき職務を遂行 【委員に就任することにより受ける制限や不利益】 ○ 地方公共団体等との兼職の禁止、請負等の禁止、立 候補の制限、守秘義務	議会選出委員	112,000	3. 3日	3. 3日	3. 7日	3. 5日	-	-	-	○ 一般監査・特別監査等に必要な調査、報告書、附属資料の読み込み 及び調査 ○ 決算審査、財政健全化判断比率審査に必要な決算書、報告書、附属 資料の読み込み及び調査 ○ 監査結果報告、決算審査意見書、財政健全化判断比率審査等意見 書、附属資料の読み込み及び検討 ○ 監査委員協議会、住民監査請求等の資料の読み込み及び検討
			議員外委員	222,000	4. 0日	4. 0日	4. 2日	4. 1日	-	-	-	
取用委員会 【7名】 ※他に2名の予備委員を 置く。	○ 公共事業に必要な土地の取 用又は使用の裁決、和解等 ○ 土地取用法に基づく適正な 補償額の算定	【委員に就任することにより課される責任】 ○ 取用事件に関する事務(権利取得裁決、明渡裁決、 和解、協議の確認、補償裁決、あっせん委員、仲裁委 員の推薦)を適正に管理執行 ○ 訴訟への対応(取用委員会の処分に関する取消訴訟 について、果を代表し被告) 【委員に就任することにより受ける制限や不利益】 ○ 議員等兼職の禁止、守秘義務、政治的行為の制限、 委員個人の本業への影響	会長	12,700 (日額)	4. 0日 /年	2. 0日 /年	4. 0日 /年	3. 3日 /年	0/4人	0/2人	0/4人	○ 事件内容の把握、争点整理等審理に関する資料の読み込み ○ 審理において聴取した意見を整理し、裁決方針を検討 ○ 裁決取消訴訟、審査請求へ対応するため、口頭弁論準備書面等を 検討 ○ 法令、判例、裁決事例等の職務関連情報の調査・収集・検討
			委員	11,300 (日額)	0. 8日 /年	2. 0日 /年	3. 3日 /年	2. 1日 /年	1/6人	0/12人	4/24人	
内水面漁場管理委員会 【10名】	○ 漁場計画設定・変更及び漁 業権の免許等に関する答申 ○ 漁場計画に関する建議 ○ 遊漁規則の答申 ○ 水産動植物の採捕等に関す る制限、禁止等の指示の決定	【委員に就任することにより課される責任】 ○ 漁業法等に基づく事務権限の適正な管理執行 【委員に就任することにより受ける制限や不利益】 ○ 議員との兼職禁止、就職の制限、正当な事由がない 辞職の禁止	会長	12,700 (日額)	3. 0日 /年	4. 0日 /年	5. 0日 /年	4. 0日 /年	1/4人	0/4人	0/4人	○ 議事資料の読み込み、調査、整理検討等の準備、議事録確認等 ○ 内水面漁業調整に関する情報収集、専門分野の知識の研鑽
			委員	11,300 (日額)	3. 1日 /年	2. 7日 /年	3. 8日 /年	3. 2日 /年	8/36人	8/32人	3/35人	

注1 月平均勤務日数の計算には、教員委員のうち常勤の教育長、監査委員のうち代表監査委員は除く。

注2 月平均勤務日数には、自宅での会議資料の確認や事務局との連絡等の業務は含まない。

注3 議会選出監査委員と議員外監査委員の月平均勤務日数の差は、議員の費用弁償及び政務調査に係る住民監査請求の監査において、議会選出監査委員が除斥となったことによる。

行政委員会委員に対する月額報酬の支出の適法性に係る裁判の動向

1 平成 22 年 4 月 27 日大阪高裁判決(滋賀県公金支出差止請求控訴事件)

(1) 判決内容

選挙管理委員会の委員長に対するものを除いて、月額報酬の支給は違法

(2) 判決理由(要旨)

- 非常勤職員の報酬については、日額報酬制を原則とするものの、地方公共団体の議会が、対象となる非常勤職員の職務内容及び勤務態様等の具体的事情を考慮し、月額報酬制等をとるのを相当とするような特別な事情があるかどうかを判断して、裁量によりこれを決すべきもの。
- 選挙管理委員会の委員長を除いて、月額報酬制を採用することが相当と考えられる特別な事情に該当する事実があると認めることは困難。現在の報酬額は、委員の勤務量に対応した反対給付と評価することはできず、月額報酬制は、議会に許された裁量の範囲を逸脱して違法、無効。
- 選挙管理委員会の委員長の勤務は、1か月に1週間程度であって、それなりの負担であり、1日当たりの報酬額も著しく不合理なものでもないとの判断もあり得る。現在の月額報酬制が、議会に認められた裁量の範囲を逸脱して違法であると直ちに認定することはできず、いまだ議会の裁量の範囲内にとどまっているというべき。

● 1か月当たりの平均勤務日数

- ・労働委員会(会長 2.88日、委員 2.17日)
- ・収用委員会(会長 2.22日、委員 2.09日)
- ・選挙管理委員会(委員長 4.70日、委員 1.89日)

● 1日当たりの報酬額(報酬月額/平均勤務日数)

※()内は、国の非常勤職員の報酬限度額(35,300円)に対する割合

- ・労働委員会
会長 78,472円(2.22倍)、公益委員 93,087円(2.63倍)、
労働者・経営者委員 88,018円(2.49倍)
- ・収用委員会
会長 101,801円(2.88倍)、委員 96,650円(2.73倍)
- ・選挙管理委員会
委員長 48,085円(1.36倍)、委員 106,878円(3.02倍)

2 平成 22 年 4 月 27 日神戸地裁判決(兵庫県行政委員会の委員報酬に関する違法支出損害賠償請求事件)

(1) 判決内容

月額報酬の支給が違法であるとはいえない。

(2) 判決理由(要旨)

- 非常勤職員に対し、勤務日数に応じて報酬を支給するか、月額又は年額報酬を支給するかは、当該非常勤職員が提供する役務の内容及び性質が勤務日数により評価すれば足りるものであるかどうかにより判断されるべきであり、その判断は、原則として、地方公共団体の議会の裁量に属する。

- これらの委員は、法令上広範かつ重要な職務権限を行使するとともに、所管する行政運営について直接責任を負う立場にあること、委員の中には、公平性や中立性を確保するため、任期中を通じて、一定の活動の制限や職務上の義務が課されている者がいることが認められるほか、委員会の会議の出席以外にも、県議会への出席のほか、公式・非公式の各種行事などに出席している者、会議の開催前後に資料や議案の検討に相当の時間を割いている者等がいることが窺える。
- 委員会の会議等への出席日数という勤務日数に応じて報酬を支給するよりも月額報酬を支給することが相当と判断したことが、裁量の範囲を逸脱又は濫用したものであるということとはできない。

3 平成 22 年 7 月 15 日名古屋地裁判決(愛知県の行政委員に対する報酬差止請求事件)

(1) 判決内容

月額報酬の支給が違法であるとはいえない。

(2) 判決理由(要旨)

- いかなる場合に日額制以外の方法による報酬を支給するかは、条例制定権限を持つ議会の広範な裁量に委ねられていると解するのが相当。議会の判断は、原則として尊重されるべきであり、議会に与えられた裁量権の範囲を逸脱したものであるというためには、当該非常勤職員の職務の内容及び勤務の態様に照らし、明らかに日額制以外の方法による報酬支給が不相当であると認められる場合に限られる。
- 行政委員会の委員の職責や職務の態様は、他の非常勤の職員とは大きく異なるものであり、勤務量を勤務日数のみによって量ることはできない面があることから、その報酬の支給方法についても、必ずしも日額制を採用しなければならないとまではいえず、報酬について月額制を採用したことが、裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものとは認められない。

4 平成 22 年 9 月 30 日東京地裁判決(東京都選挙管理委員会報酬支出差止請求事件)

(1) 判決内容

月額報酬の支給が違法であるとはいえない。

(2) 判決理由(要旨)

- 都選挙管理委員会が管理及び執行すべきものとされている事務は、相当程度に広範であり、かつ、専門性が高いものということができる。委員に対する報酬について、単に会議に出席するなどした日数に応じて支給するといった方法によることが常に必ず具体的実情に沿うものとまでは断じ難く、都議会において、月額をもって定め報酬を支給するものとしたとしても、そのような判断をもって裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであるとまでは直ちに認めがたい。
- 委員長の報酬 530,000 円、委員の報酬 433,000 円が、議員報酬 1,033,000 円と比較して、委員長が 2 分の 1、その他の委員が 5 分の 4 程度であることを勘案すると、報酬が著しく高額なものとはいい難い。

非常勤の行政委員会委員の報酬額の状況

平成22年11月1日現在

都道府県名	(改定)適用年月日	教育委員会				選挙管理委員会				人事委員会				公安委員会				労働委員会				監査委員				収用委員会				内水面漁場管理委員会					
		委員長	順位	委員	順位	議長	順位	議長	順位	委員	順位	委員長	順位	委員長	順位	委員長	順位	委員	順位																
1 北海道	H21.4.1	345,000	5	300,000	5	335,000	4	240,000	5	345,000	5	300,000	5	335,000	6	240,000	8	345,000	5	290,000	4	270,000	5	—	—	140,000	10	日 27,000	—	日 24,000	—	50,000	12	35,000	17
2 青森県	H22.4.1	月額98,000 日額20,000	—	月額89,000 日額18,000	—	月額96,000 日額20,000	—	月額84,000 日額18,000	—	月額98,000 日額20,000	—	月額89,000 日額18,000	—	月額98,000 日額20,000	—	月額89,000 日額18,000	—	月額98,000 日額20,000	—	月額84,000 日額18,000	—	月額75,000 日額18,000	—	月額89,000 日額18,000	—	月額50,000 日額18,000	—	月額36,000 日額20,000	—	月額32,000 日額18,000	—	月額27,000 日額20,000	—	月額23,000 日額18,000	—
3 岩手県	H18.4.1	189,000	40	171,000	38	189,000	29	171,000	26	189,000	38	171,000	36	189,000	42	171,000	39	189,000	39	166,000	37	151,000	33	227,000	28	96,000	38	189,000	16	171,000	15	28,000	23	25,000	23
4 宮城県	H18.4.1	241,000	14	202,000	13	241,000	10	202,000	12	241,000	10	202,000	13	241,000	14	202,000	14	241,000	12	221,000	10	202,000	10	395,000	5	141,000	9	206,000	13	171,000	15	59,000	7	45,000	7
5 秋田県	H22.11.1	185,000	41	172,000	36	月額70,000 日額20,000	—	月額57,000 日額20,000	—	月額70,000 日額20,000	—	月額57,000 日額20,000	—	185,000	43	172,000	37	月額70,000 日額20,000	—	月額57,000 日額20,000	—	月額51,000 日額20,000	—	月額37,000 日額20,000	—	月額37,000 日額20,000	—	月額68,000 日額20,000	—	月額30,000 日額20,000	—	月額11,000 日額20,000	—	月額8,000 日額20,000	—
6 山形県	H18.4.1	192,000	37	171,000	38	176,000	34	149,000	33	192,000	34	171,000	36	192,000	38	171,000	39	192,000	35	149,000	40	138,000	39	176,000	39	96,000	38	69,900	30	61,500	29	27,900	24	25,100	22
7 福島県	H7.10.1	241,000	14	210,000	12	241,000	10	210,000	9	241,000	10	210,000	12	241,000	14	210,000	13	241,000	12	200,000	16	181,000	15	400,000	4	137,000	14	151,000	17	127,000	17	56,000	8	44,000	8
8 茨城県	H22.4.1	232,000	19	213,000	11	218,000	18	198,000	15	232,000	13	213,000	11	232,000	17	213,000	12	232,000	15	208,000	12	200,000	11	235,000	23	133,000	17	日 20,000	—	日 17,000	—	日 20,000	—	日 17,000	—
9 栃木県	H22.4.1	194,000	36	177,000	33	194,000	25	177,000	22	194,000	33	177,000	30	194,000	37	177,000	33	194,000	34	177,000	31	158,000	30	194,000	38	116,000	27	103,000	24	83,000	25	日 10,450	—	日 10,450	—
10 群馬県	H22.4.1	198,000	34	173,000	34	198,000	22	173,000	24	198,000	30	173,000	33	198,000	35	173,000	36	198,000	29	188,000	21	173,000	18	342,000	7	138,000	13	日 23,000	—	日 20,000	—	日 11,000	—	日 11,000	—
11 埼玉県	H18.4.1	249,000	12	215,000	10	249,000	8	215,000	8	249,000	8	215,000	10	249,000	10	215,000	11	249,000	9	215,000	11	190,000	14	249,000	19	88,700	42	249,000	5	215,000	5	24,300	—	日 20,500	—
12 千葉県	H5.10.1	263,000	10	240,000	8	240,000	12	203,000	11	263,000	7	240,000	8	263,000	9	240,000	8	263,000	8	226,000	9	205,000	9	282,000	13	140,000	10	240,000	7	203,000	7	72,000	4	68,000	2
13 東京都	H22.4.1	530,000	1	433,000	1	530,000	1	433,000	1	530,000	1	433,000	1	530,000	1	433,000	1	530,000	1	472,000	1	433,000	1	433,000	2	240,000	1	530,000	1	433,000	1	日 28,500	—	日 26,600	—
14 神奈川県	H22.4.1	日 41,400	—	日 37,600	—	日 41,400	—	日 37,600	—	日 41,400	—	日 37,600	—	390,000	2	360,000	2	日 41,400	—	日 37,600	—	日 37,600	—	600,000以内	—	日 37,600	—	日 41,400	—	日 37,600	—	日 41,400	—	日 37,600	—
15 新潟県	H22.1.1	221,000	28	202,000	13	221,000	16	202,000	12	221,000	20	202,000	13	221,000	23	202,000	14	221,000	21	202,000	13	173,000	18	671,000以内	—	181,000	4	日 23,000	—	日 20,000	—	日 20,000	—	日 17,000	—
16 富山県	H6.1.1	220,000	29	200,000	16	200,000	21	175,000	23	220,000	21	200,000	16	220,000	24	200,000	18	220,000	22	180,000	28	160,000	28	220,000	31	120,000	23	日 17,000	—	日 14,000	—	日 14,000	—	日 12,000	—
17 石川県	H6.7.1	200,000	32	170,000	40	170,000	36	150,000	32	200,000	28	170,000	38	200,000	32	170,000	41	200,000	28	170,000	35	150,000	34	240,000	21	120,000	23	100,000	25	90,000	21	45,000	16	40,000	13
18 福井県	H6.1.1	170,000	42	160,000	41	150,000	38	140,000	37	170,000	39	160,000	40	170,000	44	160,000	43	170,000	40	160,000	38	140,000	38	320,000	9	120,000	23	日 14,000	—	日 13,000	—	日 14,000	—	日 13,000	—
19 山梨県	H9.1.1	222,000	25	189,000	25	177,000	33	147,000	34	210,000	26	177,000	30	210,000	30	177,000	33	210,000	27	177,000	31	153,000	31	222,000	30	112,000	29	日 12,700	—	日 11,300	—	日 12,700	—	日 11,300	—
20 長野県	H20.4.1	282,000	8	197,000	18	191,000	27	151,000	31	227,000	14	197,000	18	245,000	12	192,000	22	245,000	10	197,000	18	165,000	25	245,000	20	114,000	28	日 23,700	—	日 15,600	—	日 15,600	—	日 12,800	—
21 岐阜県	H6.12.1	220,000	29	190,000	24	220,000	17	190,000	18	220,000	21	190,000	21	220,000	24	190,000	23	220,000	22	190,000	20	170,000	22	235,000	23	155,000	8	110,000	20	100,000	20	日 15,000	—	日 13,000	—
22 静岡県	H22.4.1	日 38,900	—	日 35,400	—	日 38,900	—	日 35,400	—	日 38,900	—	日 35,400	—	日 38,900	—	日 35,400	—	日 38,900	—	日 35,400	—	日 35,400	—	—	—	日 35,400	—	日 38,900	—	日 35,400	—	日 38,900	—	日 35,400	—
23 愛知県	H19.1.1	359,000	3	320,000	2	359,000	3	320,000	2	359,000	3	320,000	2	359,000	4	320,000	3	359,000	3	325,000	2	291,000	2	499,000	1	165,000	7	277,000	4	228,000	4	78,400	2	64,900	3
24 三重県	H19.4.1	227,000	21	196,000	19	196,000	23	172,000	25	196,000	31	172,000	34	214,000	27	184,000	26	196,000	30	177,000	31	172,000	20	227,000	28	172,000	6	88,000	27	74,000	27	65,000	6	55,000	6
25 滋賀県	H8.4.1	226,000	23	202,000	13	226,000	14	202,000	12	226,000	16	202,000	13	226,000	19	202,000	14	226,000	18	202,000	13	191,000	13	265,000	16	125,000	21	226,000	9	202,000	8	日 17,600	—	日 14,700	—
26 京都府	H18.4.1	306,900	7	279,000	7	279,000	6	232,500	7	279,000	6	269,700	7	279,000	8	269,700	7	279,000	7	269,700	7	251,100	6	269,700	15	102,300	36	213,900	11	186,000	11	日 14,800	—	日 13,900	—
27 大阪府	H4.4.1	365,000	2	310,000	3	365,000	2	290,000	3	365,000	2	310,000	3	365,000	3	310,000	4	365,000	2	290,000	4	230,000	8	425,000	3	230,000	2	365,000	2	290,000	2	49,000	14	36,000	15
28 兵庫県	H4.5.1	330,000	6	290,000	6	330,000	5	290,000	3	—	—	290,000	6	330,000	7	290,000	6	330,000	6	290,000	4	280,000	3	290,000	11	110,000	30	310,000	3	270,000	3	69,000	5	58,000	5
29 奈良県	H21.12.1	211,000	31	193,000	23	211,000	19	193,000	17	211,000	25	193,000	19	211,000	29	193,000	20	211,000	26	201,000	15	193,000	12	211,000	33	109,500	32	211,000	12	193,000	10	日 13,780	—	日 13,780	—
30 和歌山県	H18.7.1	234,000	17	173,000	34	192,000	26	169,000	27	192,000	34	169,000	39	192,000	38	169,000	42	192,000	35	169,000	36	150,000	34	169,000	40	117,000	26	80,000	28	70,000	28	7,700	25	6,000	25
31 鳥取県	H22.4.1	191,000	38	156,000	42	日 26,000	—	日 22,000	—	191,000	36	156,000	41	191,000	40	156,000																			

○行政委員会委員の「一日当たり単価」及び「国の非常勤委員報酬額との比較」

(月額報酬の行政委員会)	委員区分	月額報酬(円)	H19~H21月平均勤務日数	一日当たりの単価(円)	国・非常勤委員報酬額(35,200円)との比較
教育委員会 【6名 ※教育長含む。】	委員長	222,000	9.3日	23,871	0.68
	委員	189,000	3.3日	57,273	1.63
選挙管理委員会 【4名】	委員長	177,000	4.2日	42,143	1.20
	委員	147,000	2.0日	73,500	2.09
人事委員会 【3名】	委員長	210,000	6.1日	34,426	0.98
	委員	177,000	3.2日	55,313	1.57
公安委員会 【3名】	委員長	210,000	7.9日	26,582	0.76
	委員	177,000	7.6日	23,289	0.66
労働委員会 【15名】 (公益委5名、 使用者委5名、 労働者委5名)	会長	210,000	2.2日	95,455	2.71
	公益委員	177,000	1.7日	104,118	2.96
	使用者委員	153,000	1.4日	109,286	3.10
	労働者委員		1.5日	102,000	2.90
監査委員 【4名 ※代表監査委員含む。】	議会選出委員	112,000	3.5日	32,000	0.91
	識見者委員	222,000	4.1日	54,146	1.54

※大阪高裁判決

- ・ 労働委員会(会長) 1か月の平均勤務実日数 2.88日 国の報酬額との比較 2.22倍
 - ・ 労働委員会(公益委員) " 2.17日 " 2.63倍
 - ・ 労働委員会(使・労委員) " 2.17日 " 2.49倍
 - ・ 選挙管理委員会(委員) " 1.89日 " 3.02倍

 - ・ 選挙管理委員会(委員長) " 4.70日 " 1.36倍
- ⇒ 日額相当
⇒ 月額相当